

# 社会福祉法人等が運営する介護保険サービス事業所の介護保険サービスを利用した場合の軽減制度（社会福祉法人等による利用者負担軽減制度）のお知らせ

この制度は、低所得で生計が困難である人について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的な役割にかんがみ、利用者の負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用の促進を図ることを目的としたものです。

## 1 軽減対象サービス（次のサービスを提供している社会福祉法人等の事業所のみ）

- (1) 訪問介護      (2) 通所介護      (3) 短期入所生活介護（介護予防含む）
- (4) 認知症対応型通所介護（介護予防含む）      (5) 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）
- (6) 介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）      (7) 夜間対応型訪問介護
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護      (10) 複合型サービス
- (11) 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業
- (12) 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業      (13) 地域密着型通所介護

※生活保護受給者は、(3)、(6)、(8)が対象サービスとなります。

※特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給を受けていない人は、(3)、(6)、(8)のサービスを利用した際の食費・居住費（滞在費）が軽減対象外となります。

★軽減を受けるには、サービスの利用前に確認証（黄色）を事業所に必ず提示してください。

## 2 軽減対象となる費用及び軽減割合

- (1) 利用者負担額（1割負担分）の原則25%（老齢福祉年金受給者の人は、50%）
- (2) 食費、居住費（滞在費）及び宿泊費の原則25%（老齢福祉年金受給者の人は、50%）
- (3) 生活保護受給者は、サービスに係る個室の居住費の全額

## 3 留意事項

### (1) 特定入所者介護（介護予防）サービス費との適用関係について

特定入所者介護（介護予防）サービス費と当該軽減制度の適用関係については、特定入所者介護（介護予防）サービス費が優先して適用されます。当該制度については、特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給後の利用者負担額について軽減を行います。

### (2) 介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、地域密着型介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の人の取り扱いについて

利用者負担分（1割負担分）については、軽減の対象外となります。

ただし、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費については、軽減の対象です。

※利用者負担第2段階の人は、確認証（黄色）に「指定介護老人福祉施設等の1割負担分適用除外」と記載されています。

お問合せ先

相模原市 介護保険課 総務・給付班  
電話042(707)7058(直通)

## 4 軽減の対象となる人

次の要件すべてに該当する人及び生活保護受給者

- (1) 世帯員のなかに市民税課税者がいないこと
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増ごとに50万円を加算）以下であること
- (3) 預貯金などが単身世帯で350万円（世帯員1人増ごとに100万円を加算）以下であること
- (4) 居住用の家屋、土地、そのほか日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと
- (5) 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- (6) 介護保険料を滞納していないこと

※上記(1)(2)(3)の世帯員は、住民票上の世帯員の他に同居している御家族等がいる場合で、生計を同じくしている場合は、その御家族等も含まれます。

## 5 申請書類

申請書及び添付書類は、次のとおりです。

- (1) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
  - (2) 収入・資産等申告書
  - (3) 本人及び世帯員等の預金通帳の写し（表紙と残額の分かる直近1年分の記載頁）
- \*生活保護受給者の人は、(1)(2)のみの提出となります。

次に該当する場合は、それぞれ該当する書類の写しが必要になります。

- (4) 年金収入がある場合、年金額改定通知書又は年金振込通知書の写し
- (5) 本人及び世帯員等に給与収入がある場合、給与明細書又は源泉徴収票等の写し
- (6) 有価証券等を保有している場合、その写し
- (7) 現在、居住している家屋のほかに土地及び家屋を所有している場合、固定資産税納税通知書の写し
- (8) 申請者本人が別世帯の人の健康保険に加入している場合、健康保険証の写し

**\* 申請書及び記載例は、市公式ホームページからダウンロードできます。**

## 6 申請窓口

直接、提出される場合、次の窓口で受け付けします。

- ・ 緑高齢・障害者相談課（緑区合同庁舎3階）
- ・ 城山福祉相談センター（城山総合事務所第1別館1階）
- ・ 津久井高齢・障害者相談課（津久井保健センター1階）
- ・ 相模湖福祉相談センター（相模湖総合事務所2階）
- ・ 藤野福祉相談センター（藤野総合事務所2階）
- ・ 中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらA館1階）
- ・ 南高齢・障害者相談課（南保健福祉センター1階）

郵送の場合は、下記へお送りください。

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市 介護保険課 総務・給付班あて